



十和田湖プリンスH

民事信託（認知症対策）

民事信託とは、資産の所有者（委託者）から資産を託される方（受託者）に資産の所有権を移転します。受託者は託された資産から利益をうける方（受益者）の為、資産を管理・承継することになります。受託者は多くは家族内のある方が、家族内の他の方（たとえば息子）に財産を託するものです。このように民事信託は、受託者を家族とするケースが多いので家族信託という名称でも使われますが、法律上の名称ではありません。今月号はこの民事信託の概略をレポートします。



メリット

- (1) 超高齢化社会の到来と認知症の増加に由来します。
今や相続対策の前に認知症対策が必要な時代となっています。
- (2) 成年後見制度の不都合
財産の処分や財産を投資に回す場合、裁判所の許可が必要
被後見人の希望する後見人（弁護士や司法書士）にならない事がある。
- (3) 民事信託は、成年後見よりも柔軟な財産活用が可能
- (4) 民事信託は、身体障害者の財産保護にも活用可能
- (5) 民事信託は、遺言の代わりに活用できる。
- (6) 民事信託は、二次相続対策にも活用できる。
- (7) 民事信託は「倒産隔離機能」がある。
委託者個人の財産でなくなる。又、受託者個人が持っている財産とも区別される。
- (8) 民事信託は、公共機関や裁判所の関与は不要である。

デメリット

- (1) 民事信託には身上監視機能はない。
- (2) 民事信託は、遺留分に注意
- (3) 民事信託は、課税に注意 *受託者を誰にするか注意
委託者の名義と受益者の名義が異なる信託組成の場合、委託者から受益者に利益が移転したとされ贈与税課税、委託者と受益者が同一の場合贈与税、不動産取得税の課税はない。
- (4) 民事信託は不動産登記が必要な為、登録免許税や司法書士手数料が必要
- (5) 民事信託の受託者は、弁護士や司法書士になる事が出来ない。

	民事信託	任意後見	法定後見
存続期間	信託契約で自由に設定 (信託法に最長期間定め有り)	審判～本人または後見人	審判～本人の死亡
権原	信託契約で自由に設定、 (身上監視権なし)	財産管理 契約で定めた範囲の法律行為の代理 (同意見・取消権なし) 身上監視	財産管理 法律行為の代理 (同意・取消) 身上監視
財産積極運用・処分	信託契約で自由に権限設定	任意後見契約の内容による	原則不可
財産の範囲	信託財産の範囲を設定できる	全財産が対象	全財産が対象
財産の所有権	信託財産については受託者	被後見人(本人)	被後見人(本人)
第三者による詐欺	信託財産は本人が所有しないので被害 が及ばない 受託者は委託者が第三者と結んだ契約 の取り消しはできない。従い、委託者 の所有する財産(信託財産以外の財産) に被害が及ぶ可能性はある。	被後見人が財産を所有しているので、その 財産に被害が及び恐れがある。 詐欺にあった場合、後見人には取消し権がない	被後見人が財産を所有しているので、その 財産に被害が及び恐れがある。 詐欺に限らず被後見人が第三者と結んだ 契約を取り消す事が出来る(日用品等を除く)
遺産相続	委託者の死亡によっても信託財産に属 する預金口座の凍結はない 信託財産の承継を信託契約で定める事 ができる	被後見人の死亡により後見業務が終了する為、 遺産相続手続きは業務範囲外	同左
監督	信託人を指定することができる (任意)	任意後見監督人を家庭裁判所が選任(必須)	家庭裁判所、又は家庭裁判所が選任した後見 監督人(必須)
財産管理報酬	信託契約で自由に設定 (設定なければ無報酬)	後見契約で自由に設定(設定なければ無報酬) 但し、後見監督人報酬が発生する	家庭裁判所が財産の状況や業務内容に基づき 金額を決定(月3万円～5万円程度)
報酬以外の費用	なし。信託監督人を置いた場合は、 監督人報酬(金額は自由)	任意後見監督人報酬(月額2～3万円程度)	後見監督人が就く場合、その報酬 (月額2～3万円程度)